四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和３９年条例第３４０号）第７条の規定に基づき、市が所有する物品のうち、自動車（以下「公用車」という。）の貸出の試行実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（公用車の貸出）

第２条　市は、その業務遂行に支障のない範囲内において、第４条及び第５条の条件を満たす場合、公用車を貸出できるものとする。

（貸出公用車）

第３条　貸出することのできる公用車は、次に掲げる公用車とする。

（１）大阪４８３　た　５７５　軽トラック

（貸出対象者）

第４条　公用車を貸出できる対象は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（１）市内で活動する自治会等の地縁団体

（２）市内で活動するボランティア団体

（３）市内で活動する市民公益活動団体

（４）市内に事務所を置くＮＰＯ法人

（５）その他市長が適当と認めた団体

２　前項に掲げる団体であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、公用車を使用することができない。

（１）法令又はこの要綱の規定に違反して公用車を使用した団体

（２）第１０条第１項第３号又は第４号に該当することを理由として同項の規定による許可の取消しを受けた団体

（３）前２号に準じ市長が公用車の使用を不適当と認めた団体

（貸出対象活動）

第５条　公用車を貸出できる対象活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

（１）自治会等に関する公益的な活動

（２）趣味・サークル等の自助活動を通じて行う公共・民間施設及びイベントなどでの訪問ボランティア活動、又は活動分野の普及・啓発・振興等に関する公益活動

（３）その他市長が適当と認めた活動

（運転者の責務等）

第６条　公用車を運転する者（以下「運転者」という。）は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）で規定される制限速度その他関係法令で定められた義務を厳守し、安全運転を徹底しなければならない。

２　公用車は、原則、本市の区域内で運行するものとする。ただし、第５条の活動において、区域外で運行する必要がある場合は、この限りでない。

（貸出日及び貸出時間）

第７条　公用車の貸出日は、１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日とする。ただし、公務等による公用車の使用予定が無い場合に限る。

２　貸出時間は、原則、午前８時から午後７時までとする。

（仮予約の申請）

第８条　公用車を使用しようとする団体は、公用車使用仮予約申請書（[様式第１号](#様式第１号公用車使用仮予約申請書)）を市長に提出して行わなければならない。

２　前項の申請は、使用日の属する月の１月前の初日から２週間前までにしなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定により申請のあった申請内容を審査し、仮予約の結果を申請者に通知するものとする。

　（使用の申請許可）

第９条　前条の規定により仮予約が受付された団体は、使用日の２週間前までに公用車使用許可申請書兼誓約書（[様式第２号](#様式第２号公用車使用許可申請書兼誓約書)）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請のあった内容を審査し、適当と認めた場合は、公用車の使用を許可し、公用車使用許可書（[様式第３号](#様式第３号公用車使用許可書)）を交付するものとする。

３　市長は、公用車の使用を許可するにあたり、必要な条件を付すことができる。

４　市長は、公用車の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を拒むことができる。

（１）政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。

（２）私用、営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。

（３）災害その他緊急かつやむを得ない事由により、公用車を公用又は公共の用に供する必要が見込まれるとき。

（４）公用車を公用で使用する場合や故障等の理由により貸出できないとき。

（５）前４号に定めるもののほか、市長が使用許可をすることが適当でないと認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第２項の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより同項の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）又は第三者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

（１）災害その他緊急かつやむを得ない事由により、公用車を公用又は公共用に供する必

要が生じたとき。

（２）公用車が故障等の理由により供用できないとき。

（３）使用団体が法令若しくはこの要綱の規定又は前条第２項の規定による許可の条件に

違反したとき。

（４）使用団体が偽りその他不正の行為により前条第２項の許可を受けたとき。

　（転貸等の禁止）

第１１条　使用団体は、公用車を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

（費用負担等）

第１２条　公用車の貸出に係る費用は、無償とする。

２　使用団体は、実走行距離が２０ｋｍを超える場合においては、その費用負担額相当のレギュラーガソリンを給油しなければならない。

３　前項の費用負担額相当は、２０ｋｍを超える毎にレギュラーガソリン１Ｌを加算するものとする。

４　その他の実費等については、使用団体が負担するものとする。

（貸出及び返却）

第１３条　使用団体は、市長が定めた保管場所において公用車の貸出しを受け、及びこれを返却するものとする。

２　公用車を２日以上にわたって使用する場合は、使用日ごとに返却するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

３　公用車を返却するときは、清掃を行い、速やかに所定の鍵保管庫内に鍵を返却し、公用車使用報告書（[様式第４号](#様式第４号公用車使用報告書)）を提出しなければならない。

（違法駐車）

第１４条　使用団体は、公用車の使用中に道路交通法に規定する違法駐車に対する措置を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

２　前項に掲げる措置に対し、反則金、警察による車両移動費用、その他違法駐車に係る諸費用は、すべて使用団体の責任において負担するものとし、この対処については、公用車を返却するまで間に行うものとする。

（交通事故の対応）

第１５条　使用団体及び運転者は、交通事故を起こした場合、道路交通法その他関係法令に定められた措置を取るとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　使用団体又は運転者は、交通事故直後の示談交渉を行ってはならない。

３　使用団体は、事故後速やかに、公用車事故報告書（[様式第５号](#様式第５号公用車事故報告書)）に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

（損害賠償）

第１６条　使用団体及び運転者は、当該交通事故が早期かつ円満に解決できるよう市長の指示に従い、誠意を持って協力しなければならない。

２　市長は、使用団体の交通事故による損害賠償費用、使用団体が故意若しくは過失により公用車を損傷し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は使用団体が交通法規に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を使用団体に求償するものとする。

（１）市が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用

（２）市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

（使用の申請等の特例）

第１７条　第８条、第９条及び第１３条の規定にかかわらず、申請、通知、許可及び報告については、電子申請システムを利用する方法によることができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１０月２日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

公用車使用仮予約申請書

年　　月　　日

提出先

四　條　畷　市　長　宛

申請者

所在地

団体名

代表者名

電話番号

Ｅｍａｉｌ

下記のとおり、公用車を使用したいので、仮予約の申請をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分から |
| 返却日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分まで |
| 使用目的 |  |

様式第２号（第９条関係）

公用車使用許可申請書兼誓約書

　　年　　月　　日

提出先

四　條　畷　市　長　宛

申請者

所在地

団体名

代表者名

電話番号

Ｅｍａｉｌ

四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱第８条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分から |
| 返却日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分まで |
| 使用車種 | 大阪４８３　た　５７５　軽トラック　 |
| 活動内容 | □自治会等に関する活動□趣味・サークル等の自助活動を通じて行う公共・民間施設及びイベントなどでの訪問ボランティア活動、又は活動分野の普及、啓発及び振興等に関する公益活動□その他市長が適当と認めた活動 |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 |  |
| 運転者 | 住所 |  |
| 氏名 |  | 電話番号 | （携帯） |
| 誓約事項 | 公用車の借受けや申請に際して、次の事項を誓約します。１　道路交通法その他関係法令を遵守します。　　２　交通事故等で第三者又は公用車に損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、市が加入している保険で補塡できない部分は全て申請者が負担します。３　上記のほか、要綱等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。４　上記の個人情報は本人の同意を得た上で、記載しています。 |

（１）　運転者の運転免許証（写）を添付してください。

（２）　運転者の電話番号は、使用日に連絡が取れる携帯番号を記入してください。

　　　　※記載された個人情報は当該申請に関する手続きのみに使用いたします。

様式第３号（第９条関係）

畷　　第　　　　　号

年　　月　　日

公用車使用許可書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

四　條　畷　市　長

四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱第９条第２項の規定により、次の許可条件を付し、公用車の使用を許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 |
| 返却日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 |
| 使用車種 | 大阪４８３　た　５７５　軽トラック　 |
| ＰＩＮコード |  |
| 活動内容 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 |  |
| 運転者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 許可条件 |
| １．運転者が次のいずれかに該当する場合は、運転者標識を持参して、公用車の車体前後２カ所に表示してください。初心運転者標識　：免許の取得から１年未満の場合。高齢者運転者標識：７５歳以上の方、又は７０歳から７４歳までの方で加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるとき。２．道路交通法その他関係法令を厳守し、エコドライブを心掛けてください。３．許可内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。４．使用前後には必ず運行前後の点検を行い、使用中は、貸出中である旨を表示してください。５．自動車盗・車上ねらいの防犯対策として、短時間でも車両から離れる時は、完全に窓を閉め、必ずキーを抜きドアロックをしてください。６．申請された活動の目的以外に使用しないでください。７．使用後は車内を清掃してください。また、著しく車体が汚れた場合は、洗車をしてください。８．走行距離が２０ｋｍ超える毎に燃料（レギュラーガソリン）１ℓを補給してください。９．上記のほか、四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱を遵守し、かつ、市の指示に従って使用してください。10．事故発生時は、以下の連絡先に事故の一報を報告してください。**連絡先　四條畷市役所　（０７２－８７７－２１２１）**　　　　　　　　　**三菱オートリース　㈱　（０１２０－６２５－６２５）** |

**※使用される際には必ず本書を携帯してください。**

様式第４号（第１３条関係）

　　年　　月　　日

公用車使用報告書

提出先

四　條　畷　市　長　宛

使用団体

所在地

団体名

代表者名

電話番号

Ｅｍａｉｌ

四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱第１３条第３項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 |
| 返却日時 | 年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 |
| 使用車種 | 大阪４８３　た　５７５　軽トラック　 |
| 活動内容 | □自治会等に関する活動□趣味・サークル等の自助活動を通じて行う公共・民間施設及びイベントなどでの訪問ボランティア活動、又は活動分野の普及、啓発及び振興等に関する公益活動□その他市長が適当と認めた活動 |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 |  |
| 運転者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 呼気中アルコール濃度 | 運転前の呼気中アルコール濃度　　　　　　ｍｇ運転後の呼気中アルコール濃度　　　　　　ｍｇ |
| 走行距離 | ①使用前のメーター値　　　　　　　㎞②使用後のメーター値　　　　　　　㎞ | ③実走行距離　　　　　　　　　㎞（②－①） |
| 給油量 | 　　　　　　　　ℓ　※レシート（写）を添付してください。 |
| 事故の有無 | 有　・　無 | 毀損の有無 | 有　・　無 |
| 備考 |  |
| 誓約事項 | 上記の個人情報は、本人同意を得た上で、記載しています。 |

様式第５号（第１５条関係）

公用車事故報告書

　　年　　月　　日

提出先

四　條　畷　市　長　宛

使用団体

所在地

団体名

代表者名

電話番号

Ｅｍａｉｌ

四條畷市公用車の貸出に関する試行実施要綱第１５条第３項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事故発生日時 | 　　年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分 |
| 事故発生場所 |  |
| 事故車両 | 大阪４８３　た　５７５　軽トラック |
| 運転者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 免許の種類 |  | 免許証番号 |  |
| 相手方 | 事故の種類 | □人身事故　　　□物損事故 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| けが等の状況 |  |
| 警察への届出 | 　　年　　月　　日（　　）　　　　　警察署（　　　交番）事故受付番号（　　　　　　　　　） |
| 事故発生の状況 |  |
| 事故現場の見取り図 |  |
| 誓約事項 | 上記の個人情報は、本人の同意を得た上で、記載しています。 |

　　　備考　事故現場の写真を添付してください。

・事故現場の全景、事故車両（市及び相手方：４方向から撮影）